

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで、学校を休ませてください。

病気が治った時には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登校する日に持参してください。

なお、感染予防のため、学校長の指示で出席停止となつた場合は、欠席扱いにななりません。

【感染症名と出席停止期間のめやす】

感 染 症 名	出 席 停 止 の 期 間
百 日 咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻 痘（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風 痘	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
結 核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※は、学校または保護者が記入してください。

治 愈 証 明 書

※前橋市立 学校

※ 学年 組 氏名

上記の者は、学校感染症の（ ）が、治癒しましたので
月 日より登校してよいことを、証明します。

出停期間（ 月 日 ～ 月 日まで）

令和 年 月 日

医師の住所
氏名

印